

井戸端かいこ

年3回発行（4・8月号は北アルプス遊・交・学と合冊です）

大町市大町1058-33
大北福祉会館内
北アルプス広域連合フウフ ナイクロウ
電話 22-7196

認知症予防の交流の場 「認知症カフェ」 ～白馬村「いろいろカフェ」～

白馬村地域包括支援センターでは、平成26年より、認知症予防のほか、介護相談、地域交流を兼ねた集いの場として、毎月農業体験実習館で「いろいろカフェ」を開催しています。

この事業は「認知症カフェ」と呼ばれ、本年6月現在、長野県では22市町村が実施しています。地域の方が認知症への理解を深め、住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることができる地域を目指す取り組みです。認知症の人やその家族を支える拠点として根付いていくことが期待されています。

お問い合わせ：白馬村地域包括支援センター TEL 72-6667

【目 次】

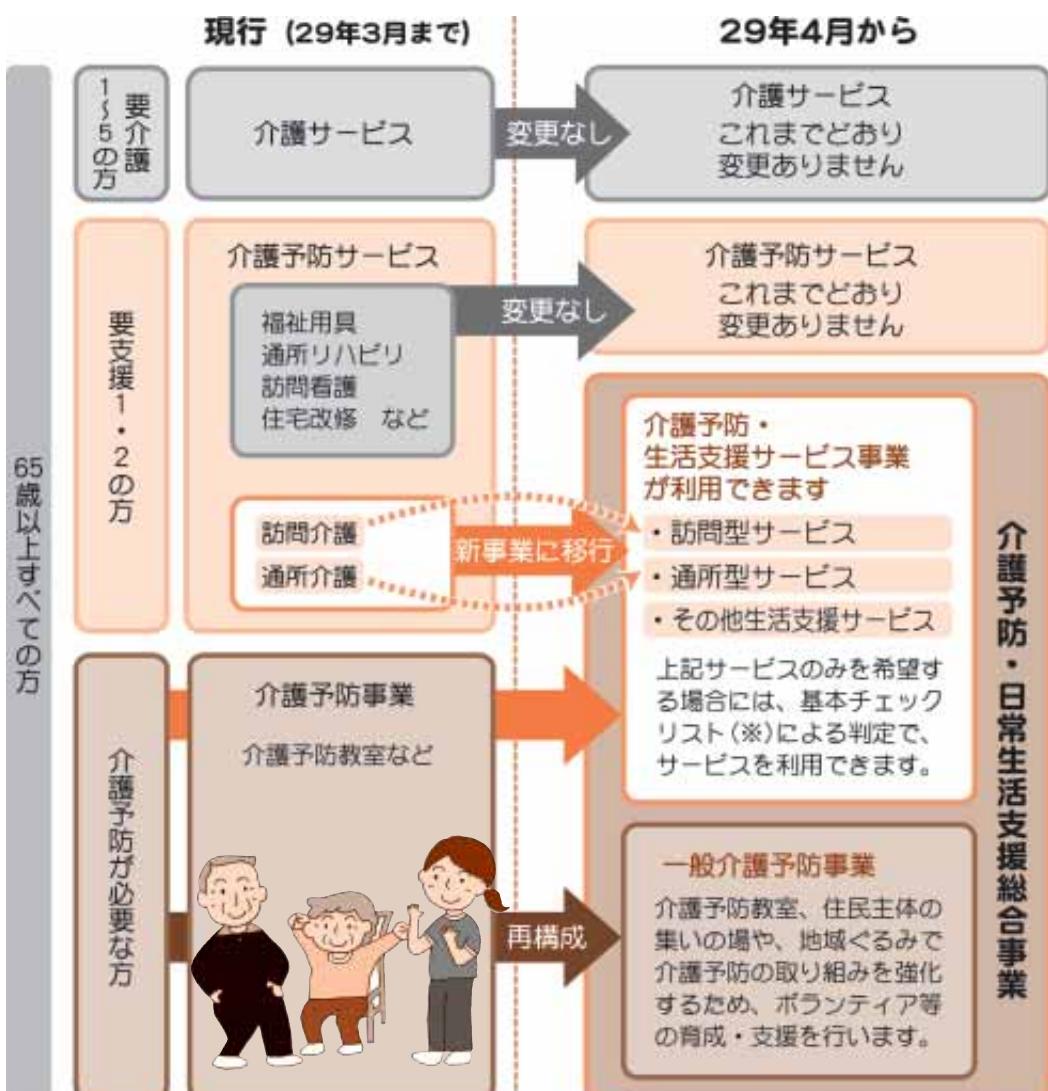
- 1 介護予防・日常生活支援
総合事業が始まります… 2・3 頁
- 2 成年後見制度ってどんなもの… 4 頁

- 3 広域連携について… 5 頁
- 4 第7期計画作成委員会の委員募集… 6 頁
- 5 介護保険料決定のお知らせ… 7 頁
- 6 特養入所申込み状況… 8 頁

29年4月から 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

総合事業では、生活ニーズ応じた多様なサービスを開設します

これまで要支援1・2の方のサービスのうち、訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が、広域連合・市町村が行う事業に移行し、新たに生活支援を含め大北地域の実情にあつた多様なサービスに再編されます。



※基本チェックリストとは、生活機能の低下の有無を確認するものです。生活や運動器、栄養、口腔、こころの状態に関する25項目の質問に「はい・いいえ」で記入いただきます。

～高齢者の健康づくり、介護予防を応援します～

年齢を重ねても元気でいきいきとした生活ができるよう、介護予防や健康寿命を延ばす取組みを進めます。平成28年度は、国のモデル事業を活用し、大北地域の5市町村で地域づくりからはじめる介護予防の取組みが始まっています。

介護予防や地域づくり講演会などを開催しますので、ぜひご参加ください。

介護予防のための教室や、ボランティア講座に、積極的に参加してみましょう！





問：私はどのサービスを使えばいいの？



答：事業の枠組みが変わりますが、大きな変更はありません。

要支援認定の方が利用する、サービスのうち、訪問介護と通所介護が、介護予防日常生活支援総合事業に移行して実施されます。

引き続きサービスの利用が可能です。



答：お住まいの地域の
地域包括支援センターが
総合相談窓口となります。

ご本人に限らず家族からの相談でも受付します。なお、総合事業については、次回広報（12月号）に詳細を掲載し、住民説明会を予定していますので、ぜひご参加ください。



問：総合事業のサービスを利用したり、地域活動に参加したいときは、どこに相談するのかな？

大町市地域包括支援センター	22-0420
大町市北部地域包括支援センター	85-0062
大町市南部地域包括支援センター	21-1702

池田町地域包括支援センター	61-5000
松川村地域包括支援センター	62-3290
白馬村地域包括支援センター	72-6667
小谷村地域包括支援センター	82-3135

総合事業導入に向けたスケジュール

現在、事業の詳細について、広域連合と市町村で協議を重ねています。
次回の井戸端かいご12月号では、具体的なサービス利用の流れや、利用単価等をお知らせする予定です。

28年 8月	サービスの基準、単価等の検討
9月	サービス事業者との意見交換
10月	サービスの基準、単価の決定
11月	広域連合議会での事業内容決定
12月	市町村実施事業の内容決定 井戸端かいご12月号（12月下旬全戸配布）
29年 1月～3月	サービス導入に向けた説明会の開催

「北アルプス成年後見支援センター」が開設されました ～成年後見制度普及啓発事業（第1回）より～

本年4月に、北アルプス成年後見支援センターが大町市総合福祉センターに開設され、大北地域でも成年後見の専門相談窓口が常設されました。このセンターは、北アルプス連携自立圏協約に基づき、大北4町村から事務を委託した大町市が、大町市社会福祉協議会に業務委託して運営されます。

平成28年6月10日には、成年後見制度と、支援センターについて理解を深めていただくための普及啓発事業が開催されました。



【講師】

(写真左) リーガルサポートながの支部 帯金康祐 先生（司法書士）

(写真中央) 長野県弁護士会 塩野悠子 先生（弁護士）

(写真右) 長野県社会福祉士会
ぱあとなあながの大北ブロック 守屋幹雄 先生（社会福祉士）

認知症や、障がい等の理由で判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で保護・支援する制度で、預貯金などの財産を管理したり、介護サービスを利用する際の契約を結んだり、消費者被害にあわないよう支援するものです。北アルプス成年後見支援センターでは、相談や手続きの支援を行っています。

成年後見制度とは？



「認知症の父名義の自宅を、唯一の相続人の娘が売却してよいか？」など、具体的な事例とともに、参加者も一緒に考えました。

次回の開催
会場：ひぎの郷

日時：8月17日 13時30分～15時30分

- ・認知症の人気が消費者被害にあった場合、「契約時に、意思決定できない状態」であつたことを、後で証明することは非常に難しい。
- ・成年後見人がついてる場合、契約の取り消しをすることができる。
- ・成年後見人は家庭裁判所が選任する。
- ・医療行為に関する決定や同意は、後見人でもできない。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

北アルプス
成年後見支援センター

場 所：大町市大町1129番地 大町市総合福祉センター内

電 話：22-1550

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分（月～金）



高齢になっても安心して暮らし続けるために ～北アルプス連携自立圏の取り組み～

平成28年4月より、大北地域の5市町村共通の課題解決に向けて、「北アルプス連携自立圏」を形成し、個々の資源を生かしながら広域的に連携して取り組むことになりました。課題別専門部会のうち福祉専門部会では、次のような取り組みや検討をしています。

成年後見支援センター

開設

成年後見や権利擁護に関する相談、助言、各種支援、普及啓発等を一元的・総合的に行うことで、大北地域の住民サービス向上を目指します。また、市町村の2次的な相談支援窓口としても機能集約されました。

電話：22-1550

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（月～金）

消費生活センター

開設

大北地域にお住まいの方の消費生活相談を受け付けています。

受付場所：大町市役所1階4番窓口
(電話での相談も可能です)

受付時間：毎週月～金曜日（祝日と年末年始12月29日～1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

電話番号：26-3225
(個人と事業者間の相談に限ります。)

その他：相談に費用はかかりません。また秘密は固く守られます。

大北圏域障害者総合支援センター

開設

3障がい（身体、知的、精神）の相談に、ワンストップで対応出来る総合相談窓口です。

受付場所：大町市総合福祉センター内

相談時間：毎週月～金曜日（祝日と年末年始12月29日～1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時30分

電話番号：26-3855

介護保険に係る 地域支援事業

検討中

広域連合（保険者）と市町村との役割分担を協議するとともに、市町村が実施する地域支援事業のうち、広域連携して実施する事業の検討を行います。

検討中

認知症初期集中支援事業 (初期集中支援チーム) の検討

- ・認知症初期集中支援チームとは平成30年度までに、すべての市町村で実施する事業です。
- ・支援チームの役割は、認知症の方やそのご家族の方を早期に医療サービスや介護サービスにつなげることです。
- ・認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行います。



第7期介護保険事業計画作成委員会 の委員を募集します

広域連合では、28年11月から第7期介護保険事業計画の検討を始めます。目指すべき基本的な目標や、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにしていきます。

委員会は保健医療福祉関係者や行政関係者のほか、公募による委員で構成されます。40歳以上の方は、被保険者代表として委員に応募することができます。また、サービス利用者やそのご家族の方からも、利用者の立場でご意見をうかがいたいと思っています。「地域の支え合い」「活動への参加」が土台になって、介護保険事業が運営がされます。地域でさまざまな活動をされている方の応募もお待ちしています。

介護保険について日頃考えて
いることを作文にして、この
機会に応募してみましょう。



公募する委員数	被保険者代表および介護サービス利用者の代表者 7人
任 期	委嘱の日から介護保険事業計画作成後1年 (平成28年11月～平成31年3月)
委員会の開催予定	平成28年11月から平成31年3月までに8回程度
応募資格	①大北市町村に住民票を有する方。 ②委員会は、原則平日昼間の開催に出席可能な方。 ③原則として、北アルプス広域連合の審議会等の委員に就任していない方。 (詳しくは広域連合ホームページをご確認ください。)
応募方法	「第7期介護保険事業計画作成委員会委員申込書」(広域連合ホームページよりダウンロードできます)にご記入のうえ、小論文(800字程度)を添えて、介護福祉課庶務係へ直接、または郵送により応募してください。
締切日	平成28年9月9日(金)※必着
その他の	・委員申込書は返却しません。 ・介護保険事業計画作成委員会の会議及び会議録は原則公開です。
問合わせ先	北アルプス広域連合 介護福祉課 庶務係 代表電話22-6764 直通電話22-7196 または、市町村介護保険担当課へ

28年度介護保険料決定のお知らせ

平成27年の所得及び市町村民税課税状況が確定したことにより、平成28年度の介護保険料が決定いたしました。65歳以上の普通徴収の方、特別徴収の方に全員にそれぞれお送りいたしますので、ご確認ください。

徴収方法	普通徴収の方 (納付書や口座振替の納付) ※7月15日に通知します	特別徴収の方 (年金からの天引き納付) ※8月末に通知します
対象者	年金年額18万円未満、65歳になってから約6ヶ月間の方等	年金年額18万円以上の方
いるもの 同封されて	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料納入通知書 ・送付案内 <p>(8月から特別徴収に切り替わる方は、右表の2つを同封しています)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収開始通知書 ・通知書の見方 <p>※一例を示したもので、金額等は全ての方にあてはまるわけではありません</p>
必要な対応など	<p>【納付書の方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。</p>	<p>【口座振替の方】 月末までに指定された口座の残高をご確認ください。</p> <p>年金から介護保険料が天引きとなるため、個別にお支払いいただく必要はありません。 ※天引きされるのは2ヶ月分の介護保険料です。</p>

年金が年額18万円以上受給されている方は、原則介護保険料は年金から天引き（特別徴収）されますが、次のような方は年金からの天引き（特別徴収）になりません。

- (1) 65歳になったばかりの方
- (2) 大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村以外から転入された方
- (3) 年金を担保に借り入れをしている方
- (4) 所得の更正により介護保険料の所得段階が下がった方

口座振替にすると
納め忘れがなくて
安心ね！

※65歳になられた月からおよそ約6ヶ月間は、必ず普通徴収になります。
この期間は、納付書や口座振替で納めてください。
その後特別徴収に変わる時には、あらためて通知いたします。

- ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北アルプス広域連合 代表電話 22-6764
介護福祉課 介護保険係 直通電話 21-3324



特別養護老人ホーム入所希望者は252人－平成28年5月入所判定委員会－

【介護度別入所申込者の待機場所】(人)
(平成28年5月集計)

要介護度	待 機 場 所				
	在宅	老人保健施設	グループホーム	療養型ほか	合計
特例入所対象者	9	9	1	1	20
要介護3	67	25	7	7	106
要介護4	54	19	2	3	78
要介護5	41	19	0	8	68
合 計	171	72	10	19	272

※ 「療養型ほか」は療養型医療施設のほかに有料老人ホーム等を含みます。

以上の入所申込者数は、大北全体で272人です。待機場所の割合は在宅62・9%、施設等37・1%となってあります。また昨年4月からの介護保険法改正により「新規入所者は原則要介護3以上」となりましたが、4月改正から28年5月までに開催された特例入所の判定委員会には45人（要介護1・2）の方から特例入所の申し込みがあり、その内々自宅での生活が難しいため入所の必要性があると判定された方は20人でした。

【大北地域特別養護老人ホーム定員数】

施設名	所在地	定員
カトレヤ	大町市平1955-971	76名
銀松苑	大町市常盤6850-24	68名
高瀬荘	池田町大字池田1942-1	80名
ライフ	池田町大字会染1498-1	89名
白嶺	白馬村大字神城22847-2	80名
ライフ松川	松川村5622-33	60名
合 計		453名

入所の申し込みは、希望の施設へ直接お申し込みください。申込み後、それぞれの施設の入所判定委員会（年4回開催）において、要介護度や介護サービスの利用率、介護者の状況などの基準により判定がされ、ご自宅での介護が難しい方などが優先的に順次入所できる仕組みとなっています。

入所申し込みは各施設へ

白馬村をはじめ大北管内でも順次開設され、地域の方が気軽に立ち寄って、お茶を飲みながら交流し、認知症予防や認知症ケアについて知る場としてスタートしています。参加した方からは、「自分で進んで外に出ることが元気の秘訣」「出かけるために身支度を整えることも生活の目標になる」「介護が必要になった時のことを真剣に考えたり、そうならないために体操を続けようと思った」などの声がありました。認知症の人やその家族にとっては地域や社会とともに安心して過ごせる場所として、また誰もが集まる「地域の茶の間」のような場所になっていくことが期待されています。

あとがき

認知症カフェは、国でも、認知症対策の大綱として、普及を目指しているものであります。認知症の人と家族が、カフェという気軽に行ける場所に一緒に出掛け、ほっと一息つきながら、認知症ケアの専門家や地域住民と交流・情報交換ができる場所としてニーズが高まっています。実施内容や活動場所、運営形態は様々で、民間の活動によるものもあります。